

第5期 くにたち市しょうがい福祉計画

第1期 くにたち市しょうがい児福祉計画

しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちにするための、市民誰もがあたりまえに暮らすまち・くにたち市の実現に向けて

平成30年（2018年）2月

くにたち市

はじめに

この度、くにたち市における、平成30年度から平成32年度までのしょうがい福祉サービスに関する目標値や見込量を定めた「第5期くにたち市しょうがい福祉計画・第1期しょうがい児福祉計画」を策定いたしました。

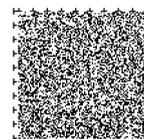
この計画は「くにたち市しょうがいしゃ計画」に規定する基本理念「しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちにするための、市民誰もがあたりまえに暮らすまち・くにたち市の実現」を受けて、主に生活を支援するしょうがい福祉サービスへの具体的な取り組みについて、項目ごと目標値や見込量を定めるものです。

今回の策定では、障害者総合支援法に基づき第5期となる「しょうがい福祉計画」とあわせて、改正された児童福祉法に基づく第1期「しょうがい児福祉計画」とを、一体として構成しております。しょうがいのある人にとって、あたりまえに暮らすことのできるまちを実現していくには、どのようなサービスが今後どの程度必要とされるのか、あるいはしょうがいのあるお子さんが地域であたりまえに暮らしていくためにどのような支援がどれだけ見込まれるのか、今後の3年間を見通して、しょうがい福祉施策に取り組んでいくための計画となります。今後は 関係機関等と連携を図り、協力しながら、この計画の着実な推進に取り組んでまいります。

計画の策定にあたっては、第3期、第4期の評価に取り組んでいただき、また今回の策定のためにご意見をいただいたくにたち市心身しょうがい者（児）自立支援協議会全体会委員の皆様並びに4つの部会にご参画いただいている皆様、実態調査やパブリックコメント、市民意見交換会へのご参加等を通じてご意見、ご提案をいただいた皆様に心より厚くお礼申し上げます。

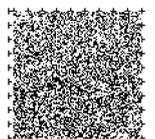
平成30年（2018年）2月

くにたち市長 永見かずお



目次

1. 計画策定の基本的な考え方
 - (1) 計画策定の趣旨と計画の位置づけ
 - (2) 計画期間
2. しょうがいのある人を取りまく現状
 - (1) 人口構造の推移
 - (2) しょうがいのある人の状況
 - ① 身体しょうがいのある人の状況
 - ② 知的しょうがいのある人の状況
 - ③ 精神しょうがいのある人の状況
 - ④ その他のしょうがいのある人の状況
 - (3) 「くにたち市しょうがい福祉計画」等策定に関わる実態調査の概要
3. 成果目標（基本指針による項目立て）
 - (1) 施設入所者の地域生活への移行
 - (2) 精神しょうがいに対応した地域包括ケアシステムの構築
 - (3) 地域生活支援拠点等の整備
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行等
 - (5) しょうがい児支援の提供体制の整備等
4. 活動指標（障害福祉サービス等の見込量）
 - (1) 障害福祉サービスの第4期実績値と第5期各年度見込量
 - ① 訪問系サービスの見込量
 - ② 日中活動系サービスの見込量
 - ③ 居住系サービスの見込量
 - ④ 計画相談支援等の見込量
 - ⑤ 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等の見込量
 - ⑥ 医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
 - (2) 地域生活支援事業の第4期実績値と第5期各年度見込量
 - ① 相談支援事業等の見込み
 - ② 意思疎通支援事業の見込み
 - ③ 日常生活用具給付事業の見込み
 - ④ 移動支援事業の見込み
 - ⑤ 地域活動支援センターの見込み
 - ⑥ 任意事業の見込み



5. 計画の推進体制等

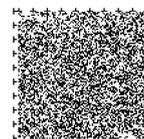
(1) 実施体制

(2) 進行管理体制・評価方法

※資料編

注1 しょうがいの表記については、法・制度に規定されている場合は「障害」とし、それ以外はひらがなとします。

注2 改元後（平成31年5月1日以降）は新元号に読み替えます。



1. 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨と計画の位置づけ

この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下、「障害者総合支援法」）第88条に基づき策定するものです。障害者総合支援法第87条に基づく基本指針に沿い、以下の項目を中心として策定しました。

なお、平成28年（2016年）に児童福祉法が改正されたことにより第33条の20に基づき障害児福祉計画を策定することとなったため、同様に児童福祉法第33条の19に基づく国の基本指針に沿い「しょうがい児福祉計画」についても一体として策定しています。そのため、平成30～32年度（2018～2020年度）を、しょうがい福祉計画の第5期、しょうがい児福祉計画の第1期としています。

【計画の中心となる項目】

- 施設入所者の地域生活への移行
- 精神しょうがいに対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域生活支援拠点等の整備
- 福祉施設から一般就労への移行等
- しょうがい児支援の提供体制の整備
- 障害福祉サービス、障害児通所サービスの各年度における必要数の見込み（活動指標）

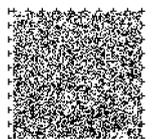
策定にあたっては平成29年度（2017年度）から35年度（2023年度）を計画期間とする「くにたち市しょうがいしゃ計画」との調和をとり、その基本理念に沿うものとします。

【くにたち市しょうがいしゃ計画（平成29年度（2017年度）策定分）基本理念】

しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちにするための、市民誰もがあたりまえに暮らすまち・くにたち市の実現

この計画は、障害者総合支援法第88条第8項の規定に基づき、くにたち市心身しょうがい者（児）自立支援協議会（以下「自立支援協議会」）の全体会及び4つの部会からの意見聴取を行い、策定しました。

また、この計画は市の基本構想・基本計画を上位計画とし、関連する計画との整合性をもって策定しています。関連する計画は次のとおりです。



市の基本構想・基本計画、関連計画とは以下のとおりとなります。

基本構想（第 5 期：平成 28～39 年度）

基本計画（第 1 次：平成 28～35 年度）（第 2 次：平成 32～39 年度）

（第 3 次：平成 36～39 年度）

くにたち市しょうがい福祉計画 くにたち市しょうがい児福祉計画

くにたち市地域福祉計画

くにたち市高齢者保健福祉計画 くにたち市介護保険事業計画

くにたち市子ども総合計画 くにたち市子ども・子育て支援事業計画

くにたち市健康増進計画

くにたち市男女平等・男女共同参画推進計画

くにたち市総合防災計画

くにたち市地域福祉活動計画（わたしたちのまごころプラン）

（2）計画期間

「くにたち市しょうがい福祉計画」・「くにたち市しょうがい児福祉計画」と、関連する計画が対象とする期間は次のとおりです。

なお、関連する他の計画の対象期間は次のとおりです。

以下、関連する他の計画の対象期間についての図表略。

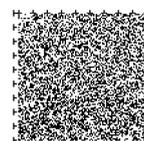
2. くにたち市におけるしょうがいのある人に関する統計データ等

（1）人口の現状と推計

くにたち市の人口は平成 27 年 1 月 1 日現在、74,558 人（外国人住民を含む）であり、5 年前と比較すると微増しています。日本全体でみると、すでに人口は減少に転じていて、くにたち市でも、今後人口は緩やかに減少すると見込んでいます。

また、くにたち市の 65 歳以上の人口（老年人口）は、平成 27 年 1 月 1 日現在、16,807 人で、高齢化率は、21.6%となっています。今後、平成 36 年度には 24.1%前後になることが見込まれます。

一方、15 歳未満の人口（年少人口）は、平成 27 年 1 月 1 日現在、8,864 人で、総人口に占める割合は、11.9%となっています。今後平成 40 年度までは 8,800 人前後を維持すると見込まれます。なお、くにたち市の過去 10 年間の人口、世帯数の推移は以下のとおりです。



平成 18 年 (2006) 73,626 人 33,243 世帯
平成 19 年 (2007) 73,740 人 33,626 世帯
平成 20 年 (2008) 74,174 人 34,087 世帯
平成 21 年 (2009) 74,253 人 34,229 世帯
平成 22 年 (2010) 74,403 人 34,431 世帯
平成 23 年 (2011) 74,447 人 34,479 世帯
平成 24 年 (2012) 74,511 人 34,579 世帯
平成 25 年 (2013) 74,566 人 35,418 世帯
平成 26 年 (2014) 74,385 人 35,532 世帯
平成 27 年 (2015) 74,558 人 35,771 世帯

※くにたち市「統計くにたち 平成 27 年版」より抜粋

《ポイント》 くにたち市には、だいたい 75,000 人の人が住んでいる。

だいたい 35,000 世帯くらいの家に住んでいる。

くにたち市に住んでいる人はこれから少しずつ、だんだん減っていくと思われる。

(2) しょうがいのある人の状況 抜粋

①身体障害者手帳所持者に関する推移等

ア くにたち市における身体障害者手帳所持者数の推移

2006 年 1,747 人

2007 年 1,767 人

2008 年 1,811 人

2009 年 1,742 人

2010 年 1,861 人

2011 年 1,888 人

2012 年 1,928 人

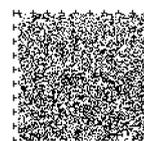
2013 年 1,955 人

2014 年 1,922 人

2015 年 1,950 人

注：各年 4 月 1 日現在。満 18 歳未満を含む総数。

※くにたち市「統計くにたち 平成 27 年版」より抜粋



イ くにたち市における身体障害の種類状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

総数 65 歳未満 675 人 65 歳以上 1,269 人 合計 1,944 人

視覚障害 65 歳未満 40 人 65 歳以上 72 人 合計 112 人

聴覚・言語障害 65 歳未満 76 人 65 歳以上 139 人 合計 215 人

肢体不自由 65 歳未満 370 人 65 歳以上 622 人 合計 992 人

内部障害 65 歳未満 189 人 65 歳以上 436 人 合計 625 人

※くにたち市しょうがいしゃ支援課作成

《ポイント》

くにたち市では、だいたい 2,000 人の人が、体にしょうがいがある。

目の見えにくい人が 100 人くらい。

耳の聞こえにくい人が 200 人くらい。

体に不自由がある人が 1,000 人くらい。

体の内部にしょうがいのある人が 600 人くらい。

②愛の手帳所持者に関する推移等

ア くにたち市における愛の手帳所持者数の年齢階層別推移

2006 年 18 歳未満 73 人 18 歳以上 262 人 合計 335 人

2007 年 18 歳未満 83 人 18 歳以上 272 人 合計 355 人

2008 年 18 歳未満 88 人 18 歳以上 285 人 合計 373 人

2009 年 18 歳未満 96 人 18 歳以上 298 人 合計 394 人

2010 年 18 歳未満 94 人 18 歳以上 310 人 合計 404 人

2011 年 18 歳未満 99 人 18 歳以上 322 人 合計 421 人

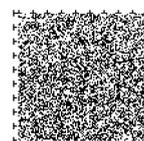
2012 年 18 歳未満 106 人 18 歳以上 348 人 合計 454 人

2013 年 18 歳未満 108 人 18 歳以上 358 人 合計 466 人

2014 年 18 歳未満 119 人 18 歳以上 374 人 合計 493 人

2015 年 18 歳未満 114 人 18 歳以上 390 人 合計 504 人

※くにたち市「統計くにたち 平成 27 年版」より



イ くにたち市における愛の手帳所持者の状況（平成28年4月1日現在）

総数515人 最重度（1度）22人 重度（2度）166人 中度（3度）120人
軽度（4度）207人

知的障害児（18歳未満）総数124人 最重度（1度）1人 重度（2度）31人
中度（3度）28人 軽度（4度）64人

知的障害者（18歳以上）総数391人 最重度（1度）21人 重度（2度）135人 中
度（3度）92人 軽度（4度）143人

※くにたち市しょうがいしゃ支援課作成

《ポイント》くにたち市では、だいたい500人の人に、知的のしょうがいがある。

③精神障害者保健福祉手帳所持者に関する推移等

ア くにたち市における精神障害者保健福祉手帳の所持者数 平成28年4月1日現在
総数605人 1級322人 2級328人 3級245人

※くにたち市しょうがいしゃ支援課作成

《ポイント》くにたち市では、だいたい600人の人に、精神のしょうがいがある。

【自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数】

精神科に定期的に通院するための医療費助成制度を利用している方の人数及び推移は以下の
とおりです。

平成24年（2012年）くにたち市1,014人東京都42,961人

平成25年（2013年）くにたち市1,075人東京都44,979人

平成26年（2014年）くにたち市1,151人東京都47,047人

平成27年（2015年）くにたち市1,201人東京都49,310人

平成28年（2016年）くにたち市1,265人東京都51,774人

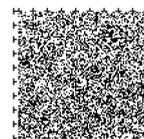
※各年9月末 東京都立中部総合精神保健福祉センターによる

※2 八王子市・町田市を除く市町村及び島しょ部の合計

《ポイント》

くにたち市では、だいたい600人の人に、精神のしょうがいがある。

1200人以上の人が、精神科に通院をしながら生活している。



④その他のしょうがいのある人の状況

【難病患者に関する推移等】

難病は、長期の療養による医療費の負担が大きいため、またデータの収集を効率的に行い治療研究を推進するため、医療費助成の対象となっている難治性の疾患です。この医療費助成制度は、平成26年（2014年）に成立した法律に基づいて継続的に行われることとなりました。330疾病が医療費助成の対象となっています（平成29年（2017年）4月1日現在）。また、平成25年（2013年）からは、身体障害者手帳等の取得がなくても、障害者総合支援法や児童福祉法のサービスの対象になることとなっています。

くにたち市では、難病医療費助成の対象者及び18歳未満の「小児慢性疾患」の医療費助成の対象者に手当を支給しています。

ア くにたち市における特殊疾病者等福祉手当受給者数

平成18年度 504人

平成19年度 517人

平成20年度 528人

平成21年度 530人

平成22年度 570人

平成23年度 624人

平成24年度 660人

平成25年度 691人

平成26年度 730人

平成27年度 783人

※各年度3月期：くにたち市しょうがいしゃ支援課作成

イ くにたち市における難病医療等受付件数

平成23年度 小児慢性医療 79件 難病 721件 合計 800件

平成24年度 小児慢性医療 80件 難病 777件 合計 857件

平成25年度 小児慢性医療 76件 難病 781件 合計 857件

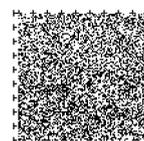
平成26年度 小児慢性医療 137件 難病 1087件 合計 1,224件

平成27年度 小児慢性医療 86件 難病 1,158件 合計 1,244件

くにたち市しょうがいしゃ支援課作成

《ポイント》

くにたち市では、800人くらいの方が治りにくい病気にかかっている。



【高次脳機能しょうがいしゃ支援の推移】

高次脳機能しょうがいは、脳血管疾患や事故などで脳の一部が損傷することによる後遺症です。言語、記憶、注意、感情、行為などに様々な症状が出現しますが、外見からわかりにくく、一人ひとり症状が異なります。現在は、精神障害者保健福祉手帳の取得や身体障害者手帳の音声・言語機能障害の手帳の取得により、しょうがいしゃとして支援を受けられるようになっています。

くにたち市では、平成23年（2011年）に高次脳機能しょうがいしゃの支援をする職員を配置し相談に対応しつつ、どのような事業を行っていくかを検討してきました。相談のなかで、居場所が欲しいというニーズが多かったため、平成26年度（2014年度）より「高次脳機能しょうがいしゃサロン」を開始し、週に1回のプログラムを実施しています。

（高次脳機能しょうがいしゃ相談実人員）

平成25年度（2013年度）21人

平成26年度（2014年度）31人

平成27年度（2015年度）34人

平成28年度（2016年度）39人

※くにたち市しょうがいしゃ支援課

《ポイント》

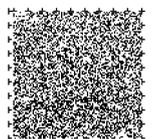
高次脳機能しょうがいは外見からわかりにくく、その人数もはっきりしない。

くにたち市で相談できる体制をつくったら、40人くらいの人から相談がくるようになっていく。

⑤しょうがいのある児童の状況

児童福祉法の改正によりしょうがいのある児童の通所サービスが変更となり、平成24年度（2012年度）から児童発達支援・放課後等デイサービスなどの「障害児通所支援」として提供されるようになりました。

障害児通所支援を利用している児童のサービス種別、主たる障害種別の支給決定人数は以下のとおりです。



(厚生労働省 障害児福祉行政資料 様式16より)

サービス種類ごとの支給決定人数及び主たる障害種別内訳

児童発達支援 総数 34人 知的 5人 肢体不自由 2人 精神 1人 聴覚・言語 1人

重症心身 1人 発達 4人 発達の疑い 17人 その他 2人 分類不能 1人

医療型児童発達 総数 4人 2人 重症心身 1人 その他 1人

放課後等デイサービス 総数 118人 知的 55人 精神 5人 重症心身 5人 発達
23人 発達の疑い 23人 その他 5人 分類不能 2人

保育所等訪問支援 総数 2人 知的 1人 聴覚・言語 1人

合計 総数 158人 知的 61人 肢体不自由 4人 精神 6人 聴覚・言語 2人 重症
心身 7人 発達 27人 発達の疑い 40人 その他 8人 分類不能 3人

※平成29年(2017年)4月1日現在 くにたち市しょうがいしゃ支援課調べ(児童調査票よ
り)

※2 精神の内、知的しょうがい、発達しょうがいを除く

《ポイント》

障害児通所支援を利用している児童は160人くらいいる。

利用している児童のしょうがいの種類としては、知的しょうがいが多いが、発達しょうが
いと発達しょうがいの疑いを合わせるとより多くなる。

(3) 「くにたち市しょうがい福祉計画」等策定に関わる実態調査の概要

くにたち市では、平成29年(2017年)3月に『障害者計画』や『障害福祉計画』・『障害児
福祉計画』の策定作業のため、しょうがいのある人の実態調査を実施しました。

調査の概要は以下のとおりです。

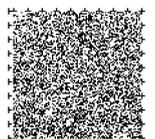
①調査基準日

平成29年(2017年)3月1日

②調査対象は以下のとおり

18歳以上のしょうがいのある人 1,500人

※平成29年(2017年)1月1日時点において、くにたち市に住民登録があり、身体障害
者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人が2,894人であり、概ねその
半数にあたる1,500人を調査対象者数として設定。なお、手帳所持の割合に応じて身体
障害者手帳を所持する人990人(66%)、愛の手帳を所持する人210人(14%)、精神
障害者保健福祉手帳を所持する人300人(20%)の内訳をもって無作為による層化抽出
を行った。



18歳未満のしょうがいのある人 80人

※平成29年(2017年)1月1日時点において、くにたち市に住民登録があり、障害児通所支援サービスの支給決定をしている児童160人の半数を対象として設定。

③調査方法

対象者の現住所地へ調査票を郵送し、回答を記入した調査票の返送を依頼。

④調査期間

調査票発送の日から平成29年(2017年)3月13日

⑤回答状況

18歳以上のしょうがいのある人 回答数 821人(有効回答率 54.7%)

18歳未満のしょうがいのある人 回答数 26人(有効回答率 32.5%)

⑥回答の概要

18歳以上のしょうがいのある人

■821人のうち、本人600人(73.1%)からの回答があった。

■男性436人(53.1%)、女性379人(46.2%)からの回答があった。

■65歳以上の人538人(65.5%)からの回答があった。

■ひとりで暮らしている人215人(26.2%)からの回答があった。

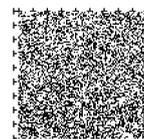
■配偶者又はパートナーと暮らしている人400人(48.7%)からの回答があった。

■主な収入は、「年金・手当」488人(59.4%)、「ご家族の給与・賃金」125人(15.2%)、「あなた自身の給与・賃金」96人(11.7%)。

■身体障害者手帳を所持する人706人(86.0%)、愛の手帳を所持する人93人(11.3%)、精神障害者保健福祉手帳を所持する人52人(6.3%)、高次脳機能しょうがいがある人15人(1.8%)、発達しょうがいがある人9人(1.1%)、難病がある人48人(5.8%)からの回答があった。

■介護保険の要介護認定申請をした人が241人(29.4%)、その内、「非該当」の人10人、「要支援1または2」の人80人と回答があった。

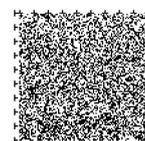
■「とても健康である」55人(6.7%)、「まあまあ健康である」400人(48.7%)と回答があった。「あまり健康でない」202人(24.6%)、「健康でない」153人(18.6%)であった。



- 医療機関に「定期的に通院している」人は648人（78.9%）で、通院の頻度は月に1回以下が399人、月に10回以上は71人であった。
- 就業について「以前働いていたが現在は働いていない」人が440人（53.6%）、「働いたことがない」人が154人（18.8%）であった。この内、今後働きたいと思っている人は100人。働いていない理由は「高齢のため」336人、「しょうがい・病気の程度や症状のため」267人。
- 何らかの介助・支援を受けている人は343人（41.8%）。介助者・支援者は「配偶者またはパートナー」101人、「（介護保険の）ケアマネジャー」97人、「子」83人、「ホームヘルパー」80人、「施設職員」74人、「父母」62人と続いた。
- 主な介助・支援の内容は、「家事」169人、「書類の管理や手続きなど」167人、「外出」165人、「食事」161人と続いた。
- 今後どのように暮らしたいか尋ねたところ、「家族・親族と一緒に暮らしたい」467人（56.9%）、「ひとりで暮らしたい」119人（14.5%）と続いた。
- ずっとくにたち市に住み続けたいと思うか尋ねたところ、「ずっと住み続けたい」601人（73.2%）、「当分住み続けたい」103人（12.5%）と続いた。
- 障害福祉サービスの利用状況では、「福祉タクシー券事業」205人、「ガソリン費助成」102人、「補装具費支給事業」77人、「居宅介護」65人、「生活介護」62人と続いた。
- ご意見・ご要望（自由記入欄）には、65歳未満の人では95人から延べ118件、65歳以上の人では119人から延べ134件の記入があった。

18歳未満のしょうがいのある人

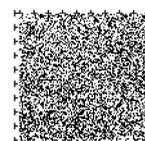
- 26人のうち、本人2人（7.7%）、家族23人（88.5%）からの回答があった。
- 男性16人（61.5%）、女性10人（38.5%）からの回答があった。
- 6歳未満（就学前）の人13人（50.0%）、小学生6人（23.1%）、中学生3人（11.5%）、15歳以上4人（15.4%）からの回答があった。
- 3人以上の世帯で暮らしている人23人（88.5%）からの回答があった。



- 身体障害者手帳を所持する人 4 人 (15.4%)、愛の手帳を所持する人 11 人 (42.3%)、精神障害者保健福祉手帳を所持する人 2 人(7.7%)、発達しょうがいがある人 13 人(50.0%)、難病がある人 1 人 (3.8%) からの回答があった。
- 「とても健康である」10 人 (38.5%)、「まあまあ健康である」14 人 (53.8%) と回答があった。
- 医療機関に「定期的に通院している」人は 18 人 (69.2%) で、通院の頻度は月に 1 回以下が 11 人であった。
- 通園や通学については、保育園 3 人、幼稚園 1 人、特別支援学校幼稚部 2 人、普通学級(小・中) 2 人、特別支援学級 5 人、通級指導学級(小・中) 1 人、特別支援学校(小・中) 7 人と回答があった。
- 何らかの介助・支援を受けている人は 18 人(69.2%)。介助者・支援者は「母」18 人、「父」14 人、「ホームヘルパー」5 人、「施設職員」5 人と続いた。
- 主な介助・支援の内容は、「外出」15 人、「着替え・身だしなみ」14 人、「入浴」13 人、「トイレ」12 人、「食事」10 人、「人とのコミュニケーション」10 人と続いた。
- 将来どのように暮らしたいか尋ねたところ、「家族・親族と一緒に暮らしたい」11 人 (42.3%)、「ひとりで暮らしたい」4 人 (15.4%) と続いた。
- ずっとくにたち市に住み続けたいと思うか尋ねたところ、「ずっと住み続けたい」6 人 (23.1%)、「当分住み続けたい」2 人 (7.8%) と続いた。
- 障害福祉サービスの利用状況では、「放課後等デイサービス」13 人、「児童発達支援」10 人、「ガソリン費助成」6 人と続いた。
- ご意見・ご要望(自由記入欄)には、17 人から延べ 22 件の記入があった。

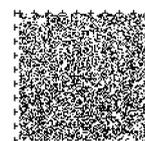
⑦障害福祉サービスの利用状況及び満足度

18 歳以上のしょうがいのある人(総数 821 人)に障害福祉サービス等の利用状況を尋ねたところ、438 人から利用しているとの回答を得られた。利用しているサービスの内訳はグラフ A のとおり。また、サービスを利用している人にサービスの種類ごとに満足度を尋ねた結果は、グラフ B のとおり。



A 利用しているサービスについて、回答者 821 人のうち、利用率で帯グラフ表示。

居宅介護 7.9%
重度訪問介護 1.9%
同行援護 2.3%
行動援護 3.9%
療養介護 1.3%
生活介護 7.6%
短期入所（ショートステイ） 4.6%
施設入所支援 3.0%
地域移行支援 0.6%
地域定着 支援 0.7%
就労移行支援 1.0%
就労継続支援 A 型 0.1%
就労継続支援 B 型 2.2%
自立訓練（機能訓練） 3.2%
自立訓練（生活訓練） 1.1%
共同生活援助（グループホーム） 3.0
移動支援事業 3.4%
地域活動支援センター（なびい、棕櫚亭 I、くじら工房） 1.8%
地域参加型介護サポート事業 1.5%
日常生活用具給付事業、住宅設備改善事業 5.7%
訪問入浴サービス事業 2.2%
緊急 通報システム事業 2.3%
自動車運転免許取得、自動車改造費助成事業 0.6%
福祉タクシー券事業 25.0%
ガソリン費助成事業 12.4%
リフトカー運行事業（おおぞら号） 1.3%
緊急 入所事業（滝乃川学園） 1.1%
精神しょうがい者ショートステイ 事業（櫻の杜） 0.5%
就労支援事業 0.9%
就業・生活支援センター（オープナー、けるん、TALANT） 0.7%
補装具費支給事業 9.4%
無回答 46.7%



B サービスごとの満足度を帯グラフで表示。

居宅介護

全体 65 人 満足 26.2% やや満足 27.7% ぶつう 27.7% やや不満 7.7% 不満 1.5%
無回答 9.2%

重度訪問介護

全体 16 人 満足 6.3% やや満足 50.0% ぶつう 6.3% 不満 12.5% 無回答 25.0%

同行援護

全体 19 人 満足 36.8% やや満足 21.1% ぶつう 21.1% やや不満 10.5% 不満 5.3%
無回答 5.3%

行動援護

全体 32 人 満足 50.0% やや満足 21.9% ぶつう 18.8% やや不満 3.1% 無回答
6.3%

療養介護

全体 11 人 満足 45.5% やや満足 18.2% ぶつう 27.3% やや不満 9.1%

生活介護

全体 62 人 満足 30.6% やや満足 38.7% ぶつう 16.1% やや不満 3.2% 無回答
11.3%

短期入所（ショートステイ）

全体 38 人 満足 18.4% やや満足 26.3% ぶつう 28.9% やや不満 10.5% 不満
10.5% 無回答 5.3%

施設入所支援

全体 25 人 満足 44.0% やや満足 16.0% ぶつう 20.0% やや不満 8.0% 不満 4.0%
無回答 8.0%

地域移行支援

全体 5 人 ぶつう 40.0% やや不満 20.0% 不満 20.0% 無回答 20.0%

地域定着支援

全体 6 人 満足 16.7% ぶつう 50.0% 不満 33.3%

就労移行支援

全体 8 人 満足 37.5% やや満足 25.0% ぶつう 12.5% やや不満 12.5% 無回答
12.5%

就労継続支援 A 型

全体 1 人 ぶつう 100.0%

就労継続支援 B 型



全体 18人 満足 11.1% やや満足 33.3% ぶつう 22.2% やや不満 5.6% 不満 11.1%
無回答 16.7%

自立訓練（機能訓練）

全体 26人 満足 11.5% やや満足 30.8% ぶつう 46.2% やや不満 3.8% 無回答
7.7%

自立訓練（生活訓練）

全体 9人 満足 11.1% やや満足 33.3% ぶつう 33.3% 無回答 22.2%

共同生活援助（グループホーム）

全体 25人 満足 36.0% やや満足 40.0% ぶつう 4.0% やや不満 12.0% 無回答
8.0%

移動支援事業

全体 28人 満足 39.3% やや満足 28.6% ぶつう 21.4% やや不満 3.6% 不満 3.6%
無回答 3.6%

地域活動支援センター（なびい、棕櫚亭Ⅰ、くじら工房）

全体 15人 満足 46.7% やや満足 13.3% ぶつう 33.3% やや不満 6.7%

地域参加型介護サポート事業

全体 12人 満足 50.0% やや満足 25.0% ぶつう 16.7% やや不満 8.3%

日常生活用具給付事業、住宅設備改善事業

全体 47人 満足 34.0% やや満足 34.0% ぶつう 19.1% 無回答 12.8%

訪問入浴サービス事業

全体 18人 満足 33.3% やや満足 33.3% ぶつう 11.1% やや不満 11.1% 不満 5.6%
無回答 5.6%

緊急通報システム事業

全体 19人 満足 47.4% やや満足 10.5% ぶつう 26.3% 不満 10.5% 無回答 5.3%

自動車運転免許取得、自動車改造費助成事業

全体 5人 満足- やや満足 20.0% やや不満 20.0% 不満 20.0% 無回答 40.0%

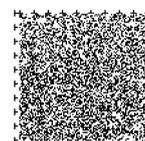
福祉タクシー券事業

全体 205人 満足 51.2% やや満足 21.5% ぶつう 11.7% やや不満 6.3% 不満 2.4%
無回答 6.8%

ガソリン費助成事業

全体 102人 満足 25.5% やや満足 19.6% ぶつう 25.5% やや不満 9.8% 不満 4.9%
無回答 14.7%

リフトカー運行事業（おおぞら号）



全体 11 人 満足 54.5% やや満足 9.1% ふつう 18.2% やや不満 9.1% 無回答 9.1%
緊急入所事業（滝乃川学園）

全体 9 人 満足 22.2% やや満足 22.2% ふつう 33.3% やや不満 11.1% 不満 11.1%
精神しょうがい者サポートステイ 事業（櫻の杜）

全体 4 人 満足 50.0% 不満 25.0% 無回答 25.0%

就労支援事業

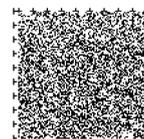
全体 7 人 満足 14.3% やや満足 28.6% ふつう 14.3% 無回答 42.9%

就業・生活支援センター（オープナー、けるん、TALANT）

全体 6 人 満足 16.7% やや満足 16.7% ふつう 33.3% 無回答 33.3%

補装具費支給事業

全体 77 人 満足 42.9% やや満足 20.8% ふつう 19.5% やや不満 3.9% 不満 3.9%
無回答 9.1%



3. 成果目標（基本指針による項目立て）

基本指針に沿って項目ごとに第4期の実績及び第5期の見込みを示しています。なお、第4期の実績のうち、平成29年度（2017年度）については平成29年（2017年）10月末の数値であり（かっこ）で表記しています。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

基本指針

- ①平成 28 年度末時点における施設入所者の9%以上を平成 32 年度末までに地域生活へ移行
- ②平成 32 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 28 年度末時点から2%以上削減

◇用語の説明

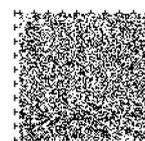
入所施設

しょうがいや家庭の事情などさまざまな理由により自宅で生活できない方に、生活の場及び日中活動の場を提供するとともに、介護、食事、入浴、その他必要な支援を提供する施設サービスの名称としては「施設入所支援」という。通常、施設入所支援と生活介護などの日中活動とが提供されており、このような施設を「障害者支援施設」という。

地域生活への移行

障害者支援施設等の施設に入所しているしょうがいしゃ又は精神科病院に入院している精神しょうがいしゃが、グループホーム、一般住宅などを利用して、暮らしたいと望む地域で、自らの意思で選択・決定し、地域社会の一員として自分らしい暮らしをすること

児童福祉施設から成人施設への移行及び新規の希望により、第4期は入所者が増加する方向で推移しました。しかし、基本指針やくにたち市しょうがいしゃ計画の理念に沿って削減を目指し、地域移行や入所希望者の共同生活援助利用を検討するなどの取り組みをしていきます。基本指針では平成28年度（2016年度）末時点からの9%以上を地域生活に移行としており、くにたち市では5人の移行をすすめることとなりますが、3人の移行を目指します。また、28年度（2016年度）末の入所者数の2%減とすると、12人減を目指すこととなりますので、3人の移行を勘案しつつ、2人を減算し32年度（2020年度）末は58人と見込みます。



(施設入所支援の利用)

第4期目標値 平成25年度末時点の60人から▲5人

実績値

平成27年度(2015年度) 58人

平成28年度(2016年度) 60人

平成29年度(2017年度) (62人)

第5期目標値 平成28年度末時点の60人から▲3人

平成30年度(2018年度) 61人

平成31年度(2019年度) 60人

平成32年度(2020年度) 58人

(2) 精神しょうがいに対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針

- ① 平成32年度末までに、全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
- ② 平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

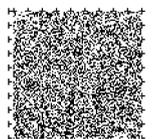
◇用語の説明

地域包括ケアシステム

しょうがい者や高齢者、子どもを含む、地域のすべての住民の関りによる、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと

くにたち市として協議の場を1か所設置できるようにしていきます。市内にも圏域内にも精神科専門病院がないことが課題ですが、関係機関によびかけ、連携体制を構築していきます。

協議の場では、精神科病院の長期(1年以上)入院者の地域移行や、長期にわたる入院の回避を主眼におくこととし、(3)地域生活支援拠点の整備と相まって協議をすすめます。6月30日付けで行われた精神科入院中の患者数の調査(630調査)の平成29年(2017年)分をもとに、東京都が算出する平成32年度(2020年度)末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)(以下、基盤整備量)は次のとおりです。65歳以上の人も多いことから、介護保険サービス等高齢者福祉の社会資源も活用するよう協議していく必要があります。



(基盤整備量) ※平成29年(2017年)11月30日付東京都通知より
くにたち市 21人 内、65歳以上12人 65歳未満9人
東京都 2,544人 内、65歳以上1,462人 65歳未満1,082人

(3) 地域生活支援拠点等の整備

基本指針

- ① 平成32年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備

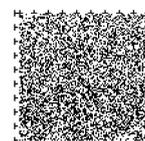
◇用語の説明

地域生活支援拠点等

入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制を整備して行われる「相談」「一人暮らしやグループホーム等の体験の機会・場」「ショートステイによる緊急時受け入れ体制」などの地域生活支援の機能をさらに強化するため、一定の地域内に、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点のこと。あるいは、前述の機能を地域における複数の機関が分担して担う体制のこと

関係機関のネットワークによる面的整備をすすめ、平成32年度(2020年度)末までに設置します。整備を進めるにあたっては、自立支援協議会及び相談支援連絡会において協議をしていきます。

また、面的整備のコーディネーターとなれるよう、基幹相談支援センターの設置について積極的に検討をすすめます。



《くにたち市地域生活支援拠点～全体イメージ図》

体制づくり・相談、専門性と体験（宿泊・入居）と体験（日中活動）と緊急時の受け入れをつなぐ地域生活支援拠点の面的整備のイメージ図をフローチャートで示しています。

体制づくり・相談、専門性については、地域相談支援事業所、市（基幹相談支援センター）社会福祉協議会 ※人材育成等

体験（宿泊・入居）については、短期入所事業所、グループホーム

体験（日中活動）については、地域活動支援センター生活介護事業所、就労継続支援事業所

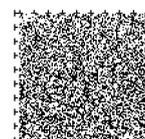
緊急時の受け入れについて、市事業のショートステイ

自立支援協議会が連携の推進を担います。

関連する分野・事業として、医療・看護、教育、産業、就労支援

精神しょうがい者の地域包括ケアシステムも担います。

関連する分野・事業として、精神科病院、精神科訪問看護、生活困窮者支援、生活保護、高齢福祉（介護保険）



《くにたち市地域生活支援拠点～支援のながれのイメージ図》

フローチャートで示しています。

病院、入所施設、家族と同居する、地域で自立して暮らすことを考えているしょうがい当事者

① 相談 地域相談（指定一般相談）事業所

アウトリーチ 市（基幹相談支援センター）

② 体制づくり・相談

家族の相談、相談支援事業所の役割分担 体験宿泊の必要性及び宿泊先の検討

③ 計画作成

④ 申請收受・支給決定

⑤ 体験・見学先の事業所の連絡調整

⑥ 体験

体験宿泊（入居）によるアセスメント 短期入所事業所、グループホーム

ADL、IADL の状況、興味、強みなど

→ 必要な支援の内容・量・方法、住まいの体制など

体験通所によるアセスメント 地域活動支援センター、生活介護事業所、就労継続支援事業所

ADL、IADL の状況、興味、強み、作業能力など

→ 必要な支援の内容・量・方法、作業内容など

⑦ 退院、退所、家族と離れた後の生活の場や具体的方法の検討

⑧ 計画作成

⑨ 申請收受・支給決定

⑩ 共同生活援助または居宅単身での生活の開始

⇒ 緊急時の受け入れ 市事業のショートステイ



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

基本指針

- ①平成 32 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にすること
- ②平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末実績から 2 割以上増加すること
- ③就労移行率 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすること
- ④各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上とすること

◇用語の説明

福祉施設

ここで言う福祉施設とは、主に日中活動を行う施設（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）など）のこと

一般就労

一般の事業所（いわゆる企業や官公庁など）や特例子会社、重度障害者多数雇用事業所（一定基準以上の障害のある重度障害者の就労に必要な整備等を行っている事業所）などで働くこと

① 移行者数

自立支援協議会での取り組み等と、障害者雇用促進法の改正によって平成 30 年（2018 年）4月に法定雇用率が引き上げられること（民間企業で 2%→2.2%）との効果を見込み、実績は 2～3人で経過していますが、第4期と同じく5人を目標とします。

第4期目標値

平成 29 年度（2017 年度）までに5人に対し、サービス量の実績値

平成 27 年度（2015 年度）3人

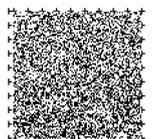
平成 28 年度（2016 年度）2人

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）2人

第5期見目標値 平成 32 年度（2020 年度までに）5人

② 「就労移行支援」の利用

第4期実績は見込みを下回っていますが、雇用率引き上げなどの状況を鑑み、基本指針のとおり、28 年度（2016 年度）末実績からの 20%増（5.2 人→6 人増）を平成 32 年度（2020 年度）に見込みます。



第4期 サービス量の見込みと実績値、見込みに対する実績の比率（％）

平成 27 年度（2015 年度）27 人に対し、23 人 85.2％

平成 28 年度（2016 年度）29 人に対し、26 人 89.7％

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）31 人に対し、24 人

第5期目標値

平成 30 年度（2018 年度）25 人

平成 31 年度（2019 年度）28 人

平成 32 年度（2020 年度）32 人

③ 移行率3割以上である就労移行支援事業所

くにたち市内の就労移行支援事業所は、平成28年度（2016年度）末3か所であり、そのうち移行実績が3割以上のところは2か所、66％に達しました。32年度（2020年度）末も同様の実績であるよう、事業所と連携をしていきます。

④ 就労定着支援による職場定着率80％

就労定着支援は、障害者総合支援法の見直しのひとつとして平成30年度（2018年度）新設されるサービスです。実績の推移等で見込むことができませんが、基本指針のとおり支援開始1年後の職場定着率を80％とします。

（5）しょうがい児支援の提供体制の整備等

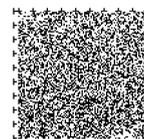
基本指針

①平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置すること

②平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること

③平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保すること

④平成 30 年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置すること



◇用語の説明

保育所等訪問支援

保育所など集団生活を営む施設等に通うしょうがい児について、その施設を訪問し、しょうがい児がしょうがい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう専門的な支援を行う

重症心身障害

重度の知的しょうがいと重度の肢体不自由が重複している状態のこと

東京都では、愛の手帳1度または2度と肢体不自由の1級または2級が複合している状態やそれと同等の状態

児童発達支援

しょうがい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供するサービス

医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童に対する児童発達支援及び治療

放課後等デイサービス

在学中のしょうがい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス

児童発達支援センター

児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などを実施し、地域のしょうがい児を通所させて支援をするセンター

居宅訪問型児童発達支援

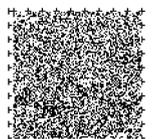
重症心身しょうがい児など外出が著しく困難なしょうがい児の居宅を訪問して実施する児童発達支援 平成30年度新設

① 平成32年度（2020年度）末までの児童発達支援センターの設置

東京都による公有地を活用した福祉インフラ整備事業の一環として、北三丁目の公有地に児童発達支援センターを誘致することに市としても積極的に関与していきます。平成32年（2020年）秋までの事業開始を目指します。

② 平成32年度（2020年度）末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

北三丁目の公有地に誘致する児童発達支援センターの機能のひとつとして保育所等訪問支援を組み入れるよう働きかけ、平成32年（2020年）秋までの事業開始を目指します。



③ 平成 32 年度（2020 年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保

北三丁目の公有地に誘致する児童発達支援センターの機能のひとつとして重症心身しょうがい児を支援する児童発達支援事業の運営を組み入れるよう働きかけ、平成 32 年（2020 年）秋までの事業開始を支援します。また、重症心身しょうがい児を支援する放課後等デイサービス事業については、すでに市内社会福祉法人により事業が運営されており、今後も引き続き連携、協働していきます。

④ 平成 30 年度（2018 年度）末までに、保健、医療、しょうがい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

医療的ケア児（たんの吸引や経管栄養の注入などの医療的な行為が日常生活に必要とされる児童）の支援体制を協議する場が求められています。小児医療機関や訪問看護ステーションに連携先を求め、相談支援事業所を含めた協議の場を設置していきます。

4. 活動指標（障害福祉サービス等の見込量）

障害福祉サービス等及び地域生活支援事業について、以下のとおり各年度末（3月）の実績を示します。第4期実績値のうち平成29年度（2017年度）は10月の数値であり、（かっこ）で表記します。

（1） 障害福祉サービスの第4期実績値と第5期各年度見込量（各年度3月値）

① 訪問系サービスの見込量

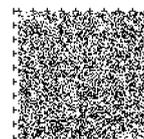
地域移行推進の基盤整備のため、第4期は訪問系サービスの利用を多く見込んでいました。実績値はこれを下回りましたが、見込みが過剰だったというだけでなく、人材不足の影響が考えられます。利用者数の実績比率に比べて時間数の実績比率が小さく、利用ニーズは高いと思われます。

◇用語の説明

訪問系サービス〔主として自宅において提供される支援サービス〕

居宅介護

自宅で、入浴・排せつ・食事の介護など、日常生活上の支援を行うサービス



重度訪問介護

重度の肢体不自由で常に介護が必要な方に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援など総合的な支援を行うサービス

行動援護

知的しょうがい・精神しょうがいにより行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス

重度障害者等包括支援

常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供するサービス

同行援護

視覚しょうがいにより、移動に著しい困難を有するしょうがいしゃの外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを提供するサービス

■訪問系サービス全体〔時間数〕

第4期サービス量の見込みと実績値、見込みに対する実績の比率（％）

平成 27 年度（2015 年度）30,000.時間に対し、20526.5 時間 68.4％

平成 28 年度（2016 年度）34,000 時間に対し、21715.75 時間 63.9％

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）38,000 時間に対し、21805.75 時間

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度）22230 時間

平成 31 年度（2019 年度）22430 時間

平成 32 年度（2020 年度）22630 時間

■居宅介護〔時間数〕

第4期実績値

平成 27 年度（2015 年度）3799.00 時間

平成 28 年度（2016 年度）3488.25 時間

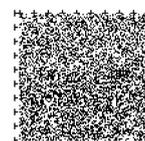
平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）3310.75 時間

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度）3600 時間

平成 31 年度（2019 年度）3700 時間

平成 32 年度（2020 年度）3800 時間



■行動援護〔時間数〕

第4期実績値

平成 27 年度（2015 年度） 2440.50 時間

平成 28 年度（2016 年度） 2436.00 時間

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在） 2329.00 時間

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度） 2415 時間

平成 31 年度（2019 年度） 2455 時間

平成 32 年度（2020 年度） 2495 時間

■重度訪問介護〔時間数〕

第4期実績値

平成 27 年度（2015 年度） 14013.00 時間

平成 28 年度（2016 年度） 15525.50 時間

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在） 15853.50 時間

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度） 15900 時間

平成 31 年度（2019 年度） 15950 時間

平成 32 年度（2020 年度） 16000 時間

■重度障害者等包括支援〔時間数〕

第4期実績値

平成 27 年度（2015 年度） 0 時間

平成 28 年度（2016 年度） 0 時間

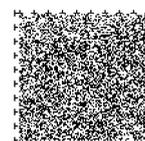
平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在） 0 時間

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度） 0 時間

平成 31 年度（2019 年度） 0 時間

平成 32 年度（2020 年度） 0 時間



■同行援護〔時間数〕

第4期実績値

平成 27 年度（2015 年度）274.00 時間

平成 28 年度（2016 年度）266.00 時間

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）312.50 時間

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度）315 時間

平成 31 年度（2019 年度）325 時間

平成 32 年度（2020 年度）335 時間

以上、第4期の平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値並びに第4期・第5期の平成 27 年度（2015 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

■訪問系サービス全体〔利用者数〕

第4期サービス量の見込みと実績値、見込みに対する実績の比率（％）

平成 27 年度（2015 年度）320 人に対し 266 人、83.1％

平成 28 年度（2016 年度）340 人に対し 280 人、82.4％

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）360 人に対し、274 人

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度）290 人

平成 31 年度（2019 年度）300 人

平成 32 年度（2020 年度）310 人

■居宅介護〔利用者数〕

第4期実績値

平成 27 年度（2015 年度）139 人

平成 28 年度（2016 年度）148 人

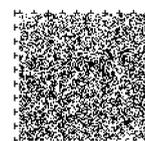
平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）145 人

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度）150 人

平成 31 年度（2019 年度）154 人

平成 32 年度（2020 年度）158 人



■行動援護〔利用者数〕

第4期実績値

平成 27 年度（2015 年度）59 人

平成 28 年度（2016 年度）59 人

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）56 人

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度）60 人

平成 31 年度（2019 年度）62 人

平成 32 年度（2020 年度）64 人

■重度訪問介護〔利用者数〕

第4期実績値

平成 27 年度（2015 年度）49 人

平成 28 年度（2016 年度）54 人

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）51 人

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度）55 人

平成 31 年度（2019 年度）57 人

平成 32 年度（2020 年度）59 人

■重度障害者等包括支援〔利用者数〕

第4期実績値

平成 27 年度（2015 年度）0 人

平成 28 年度（2016 年度）0 人

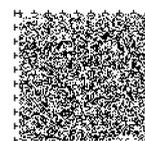
平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）0 人

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度）0 人

平成 31 年度（2019 年度）0 人

平成 32 年度（2020 年度）0 人



■同行援護〔利用者数〕

第4期実績値

平成 27 年度（2015 年度）19 人

平成 28 年度（2016 年度）19 人

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）22 人

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度）25 人

平成 31 年度（2019 年度）27 人

平成 32 年度（2020 年度）29 人

以上、第4期の平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値並びに第4期・第5期の平成 27 年度（2015 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

② 日中活動系サービス及び短期入所の見込量

地域での生活の安定のため、訪問系サービスと同様利用を多く見込んでいました。サービス種別で違いはあるものの、見込み通りまたは見込み以上の増加で推移しています。

就労定着支援は、平成 30 年度（2018 年度）新設となるサービスです。

◇用語の説明

日中活動系サービス〔施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス〕

生活介護

常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護などを行うサービス

自立訓練（機能訓練）

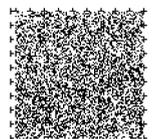
身体しょうがいの方に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス

自立訓練（生活訓練）

知的しょうがい・精神しょうがいの方に、一定期間、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス

就労移行支援

就労希望の方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス



就労継続支援（A型）

一般の事業所で働くことが困難な方に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス

就労継続支援（B型）

一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス

就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行したしょうがい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス

療養介護

医療と常時の介護を必要とする方に、病院などで、機能訓練、療養上の管理、その他必要な支援を提供するサービス

短期入所（ショートステイ）

一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に、短期間、夜間も含め施設などで、生活の場やその他必要な介護などを提供するサービス

■生活介護

第4期 サービス量の見込みと実績値、見込みに対する実績の比率（％）

平成 27 年度（2015 年度） 150 人に対し、147 人 98.0%

平成 28 年度（2016 年度） 152 人に対し、162 人 106.6%

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在） 154 人に対し、167 人

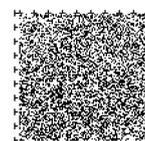
第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度） 183 人

平成 31 年度（2019 年度） 195 人

平成 32 年度（2020 年度） 207 人

以上、第4期の平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値並びに第4期・第5期の平成 27 年度（2015 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。



■自立訓練（機能訓練）

第4期サービス量の見込みと実績値、見込みに対する実績の比率（％）

平成27年度（2015年度）4人に対し、0人 0%

平成28年度（2016年度）4人に対し、0人 0%

平成29年度（2017年度10月末現在）4人に対し、1人

第5期見込量

平成30年度（2018年度）1人

平成31年度（2019年度）1人

平成32年度（2020年度）1人

以上、第4期の平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの実績値並びに第4期・第5期の平成27年度（2015年度）から平成32年度（2020年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

■自立訓練（生活訓練）

第4期サービス量の見込みと実績値、見込みに対する実績の比率（％）

平成27年度（2015年度）15人に対し、11人 73.3%

平成28年度（2016年度）16人に対し、14人 87.5%

平成29年度（2017年度10月末現在）17人に対し、10人

第5期見込量

平成30年度（2018年度）13人

平成31年度（2019年度）14人

平成32年度（2020年度）15人

以上、第4期の平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの実績値並びに第4期・第5期の平成27年度（2015年度）から平成32年度（2020年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

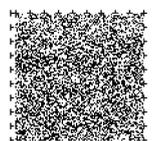
■就労移行支援

第4期サービス量の見込みと実績値、見込みに対する実績の比率（％）

平成27年度（2015年度）27人に対し、23人 85.2%

平成28年度（2016年度）29人に対し、26人 89.7%

平成29年度（2017年度10月末現在）31人に対し、24人



第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度）25 人

平成 31 年度（2019 年度）28 人

平成 32 年度（2020 年度）31 人

以上、第4期の平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値並びに第4期・第5期の平成 27 年度（2015 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

■就労継続支援（A型）

第4期サービス量の見込みと実績値、見込みに対する実績の比率（％）

平成 27 年度（2015 年度）5 人に対し、6 人 120.0％

平成 28 年度（2016 年度）7 人に対し、6 人 85.7％

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）9 人に対し、8 人

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度）11 人

平成 31 年度（2019 年度）13 人

平成 32 年度（2020 年度）15 人

以上、第4期の平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値並びに第4期・第5期の平成 27 年度（2015 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

■就労継続支援（B型）

第4期サービス量の見込みと実績値、見込みに対する実績の比率（％）

平成 27 年度（2015 年度）147 人に対し、144 人 98.0％

平成 28 年度（2016 年度）150 人に対し、136 人 90.7％

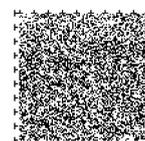
平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）153 人に対し、159 人

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度）163 人

平成 31 年度（2019 年度）166 人

平成 32 年度（2020 年度）171 人



以上、第4期の平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの実績値並びに第4期・第5期の平成27年度（2015年度）から平成32年度（2020年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

■就労定着支援

第5期見込量

平成30年度（2018年度）7人

平成31年度（2019年度）8人

平成32年度（2020年度）8人

以上、第5期の平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

■療養介護

第4期サービス量の見込みと実績値、見込みに対する実績の比率（％）

平成27年度（2015年度）16人に対し、16人 100.0%

平成28年度（2016年度）17人に対し、17人 100.0%

平成29年度（2017年度10月末現在）18人に対し、17人

第5期見込量

平成30年度（2018年度）17人

平成31年度（2019年度）18人

平成32年度（2020年度）19人

以上、第4期の平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの実績値並びに第4期・第5期の平成27年度（2015年度）から平成32年度（2020年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

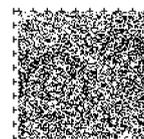
■短期入所

第4期サービス量の見込みと実績値、見込みに対する実績の比率（％）

平成27年度（2015年度）65人に対し、21人 32.3%

平成28年度（2016年度）68人に対し、26人 38.2%

平成29年度（2017年度10月末現在）71人に対し、34人



第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度）40 人

平成 31 年度（2019 年度）45 人

平成 32 年度（2020 年度）50 人

以上、第4期の平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値並びに第4期・第5期の平成 27 年度（2015 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

③居住系サービスの見込量

居住系サービスのうち、共同生活援助（グループホーム）については市内の建設予定（平成 31 年度（2019 年度）に知的しょうがい者向け2か所増）など状況を鑑みて第5期を見込みます。

第4期では量を見込んでいませんでしたが、宿泊型自立訓練、自立生活援助についてもこの項で見込みます。

宿泊型自立訓練は、「通勤寮」や「生活訓練施設」として実績があり、家族からの自立や精神科病院からの退院の過程で利用されます。

自立生活援助は、平成 30 年度（2018 年度）から新設されるサービスです。

◇用語の説明

居住系サービス〔施設などにおいて、主として夜間や休日に提供される支援サービス〕
共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、相談、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
施設入所支援

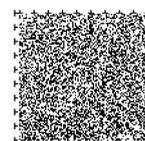
施設に入所している方に、入浴・排せつ・食事の介護など、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス

宿泊型自立訓練

知的しょうがいまたは精神しょうがいのある人に、家事等の日常生活能力の向上のための支援や生活に関する相談・助言などを、昼夜を通じて提供し、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行うサービス

自立生活援助

施設やグループホームを利用していたしょうがい者で一人暮らしをする方に対し、定期的な訪問を行い、生活面での課題や体調の変化などについて確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービス



■共同生活援助

第4期サービス量の見込みと実績値、見込みに対する実績の比率（％）

平成 27 年度（2015 年度）88 人に対し、82 人 93.2％

平成 28 年度（2016 年度）91 人に対し、91 人 100.0％

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）94 人に対し、95 人

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度）100 人

平成 31 年度（2019 年度）115 人

平成 32 年度（2020 年度）120 人

以上、第4期の平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値並びに第4期・第5期の平成 27 年度（2015 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

■施設入所支援

第4期サービス量の見込みと実績値、見込みに対する実績の比率（％）

平成 27 年度（2015 年度）57 人に対し、58 人 101.8％

平成 28 年度（2016 年度）56 人に対し、60 人 107.1％

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）55 人に対し、62 人

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度）61 人

平成 31 年度（2019 年度）60 人

平成 32 年度（2020 年度）58 人

※自立訓練利用に伴う施設入所支援を含みません

以上、第4期の平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値並びに第4期・第5期の平成 27 年度（2015 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

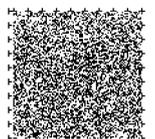
■宿泊型自立訓練

第4期実績値

平成 27 年度（2015 年度）1 人

平成 28 年度（2016 年度）2 人

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）1 人



第5期見込量

平成30年度（2018年度）2人

平成31年度（2019年度）3人

平成32年度（2020年度）3人

以上、第4期の平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの実績値並びに第4期・第5期の平成27年度（2015年度）から平成32年度（2020年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

■自立生活援助

第5期見込量

平成30年度（2018年度）2人

平成31年度（2019年度）3人

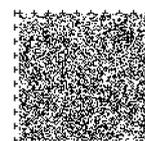
平成32年度（2020年度）4人

以上、第5期の平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

④計画相談支援等の見込量

計画相談支援（指定特定相談ともいう）は平成24年度（2012年度）～26年度（2014年度）を経過期間とし、第4期の計画期間の始期である平成27年（2015年）4月より、障害福祉サービスのすべての支給決定において必須となりました。サービスの支給決定期間は長いものでも3年なので、29年度（2017年度）末までにすべての支給決定に計画相談支援が整うこととなります。下記の実績・見込みは月での算出となりますが、計画相談支援の支給決定数としては、平成29年（2017年）12月現在483件です。くにたち市ではセルフプランの希望も多く、約25%がセルフプランとなっています。必要に応じ、相談支援事業所による計画相談支援の利用を提案していきます。

地域相談（指定一般相談ともいう）には地域移行支援と地域定着支援とがあり、地域移行をすすめるうえで需要が見込まれます。



◇用語の説明

計画相談支援等〔障害福祉サービスの利用計画の作成、地域生活への移行や定着についての支援〕
計画相談支援

サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、しょうがい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービスの利用計画を作成するサービス

地域移行支援

障害者支援施設等の施設に入所しているしょうがい者又は精神科病院に入院している精神しょうがい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービス

地域定着支援

居宅において単身等の状況において生活するしょうがい者につき、当該しょうがい者との常時の連絡体制を確保し、しょうがいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与するサービス

■計画相談支援

第4期サービス量の見込みと実績値 ※第4期の見込みは年度全体の利用者数

平成27年度（2015年度）300人に対し、70人

平成28年度（2016年度）315人に対し、88人

平成29年度（2017年度10月末現在）325人に対し、101人

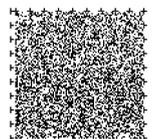
第5期見込量

平成30年度（2018年度）115人

平成31年度（2019年度）125人

平成32年度（2020年度）135人

以上、第4期の平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの実績値並びに第4期・第5期の平成27年度（2015年度）から平成32年度（2020年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。



■地域相談支援（地域移行支援）

第4期サービス量の見込みと実績値、見込みに対する実績の比率（％）

平成 27 年度（2015 年度）3 人に対し、0 人 0.0%

平成 28 年度（2016 年度）4 人に対し、1 人 25.0%

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）6 人に対し、1 人

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度）2 人

平成 31 年度（2019 年度）3 人

平成 32 年度（2020 年度）5 人

以上、第4期の平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値並びに第4期・第5期の平成 27 年度（2015 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

■地域相談支援（地域定着支援）

第4期サービス量の見込みと実績値、見込みに対する実績の比率（％）

平成 27 年度（2015 年度）2 人に対し、3 人 150.0%

平成 28 年度（2016 年度）3 人に対し、3 人 100.0%

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）4 人に対し、3 人

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度）3 人

平成 31 年度（2019 年度）3 人 5 人

平成 32 年度（2020 年度）

以上、第4期の平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値並びに第4期・第5期の平成 27 年度（2015 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。



⑤ 障害児通所支援、障害児相談支援等の見込量

平成 24 年度（2012 年度）より市町村の支給決定により提供されるようになった障害児通所支援は、事業所の急な増加の影響もあり、多くの方が利用するようになりました。くにたち市内の事業所数も、平成 27 年（2015 年）4月に放課後等デイサービスが8か所、児童発達支援が1か所であったものが、平成 29 年（2017 年）10月にはそれぞれ12か所、4か所となっています。

これらの通所支援を受けるにあたり、障害福祉サービス同様に計画の作成が必要となっており、支給決定数としては平成 29 年（2017 年）12 月現在 90 件です。児童は保護者によるセルフプランがより多く、50%以上に達しています。家族支援の観点からも、障害児相談支援の充実を図っていく必要があります。

なお、児童の入所に関しては、平成 24 年度（2012 年度）以降も東京都（児童相談所）が担っています。

◇用語の説明

障害児通所支援系サービス〔しょうがい児を対象に、施設などを利用し日中提供される支援〕

児童発達支援

しょうがい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供するサービス

医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対して児童発達支援及び治療を行うサービス
放課後等デイサービス

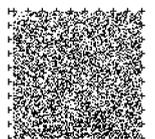
在学中のしょうがい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス

保育所等訪問支援

しょうがい児が他の児童との集団生活に適応することができるよう、しょうがい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた適切かつ効果的な支援を行うサービス

居宅訪問型児童発達支援

重度のしょうがい等により、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難なしょうがい児に、しょうがい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス（平成 30 年度新設）



障害児相談支援

障害児通所支援等の利用を希望する方に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービス

■児童発達支援

平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値

平成 27 年度（2015 年度）23 人

平成 28 年度（2016 年度）37 人

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）48 人

第 1 期見込量

平成 30 年度（2018 年度）50 人

平成 31 年度（2019 年度）55 人

平成 32 年度（2020 年度）60 人

以上、平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値並びに第 1 期の平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

■医療型児童発達支援

平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値

平成 27 年度（2015 年度）4 人

平成 28 年度（2016 年度）6 人

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）5 人

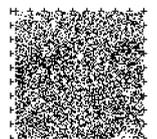
第 1 期見込量

平成 30 年度（2018 年度）6 人

平成 31 年度（2019 年度）6 人

平成 32 年度（2020 年度）6 人

以上、平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値並びに第 1 期の平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。



■放課後等デイサービス

平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値

平成 27 年度（2015 年度）84 人

平成 28 年度（2016 年度）98 人

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）109 人

第 1 期見込量

平成 30 年度（2018 年度）125 人

平成 31 年度（2019 年度）130 人

平成 32 年度（2020 年度）135 人

以上、平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値並びに第 1 期の平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

■保育所等訪問支援

平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値

平成 27 年度（2015 年度）0 人

平成 28 年度（2016 年度）0 人

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）1 人

第 1 期見込量

平成 30 年度（2018 年度）2 人

平成 31 年度（2019 年度）2 人

平成 32 年度（2020 年度）5 人

以上、平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値並びに第 1 期の平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

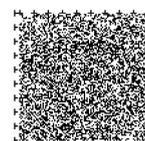
■居宅訪問型児童発達支援

第 1 期見込量

平成 30 年度（2018 年度）1 人

平成 31 年度（2019 年度）1 人

平成 32 年度（2020 年度）3 人



以上、平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値並びに第 1 期の平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

■障害児相談支援

平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値

平成 27 年度（2015 年度）0 人

平成 28 年度（2016 年度）17 人

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）14 人

第 1 期見込量

平成 30 年度（2018 年度）18 人

平成 31 年度（2019 年度）25 人

平成 32 年度（2020 年度）35 人

以上、平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績値並びに第 1 期の平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

⑥ 医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

平成 32 年度(2020 年度)開所予定の児童発達支援センターまたは基幹相談支援センターへ、コーディネーター 1 名配置を目指し、調整していきます。

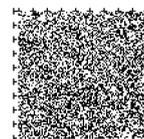
(2) 地域生活支援事業の各年度見込量

◇用語の説明

地域生活支援事業〔地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業〕

相談支援事業

地域のしょうがいのある方などの総合的な相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整などを行い、相談支援体制やネットワークの構築を行う事業
基幹相談支援センター



身体しょうがい者、知的しょうがい者、精神しょうがい者の総合的な相談や、地域の相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携の支援を行う、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関

住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じてしょうがい者の地域生活を支援する事業

理解促進・研修啓発事業

しょうがい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、しょうがい者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業

自発的活動支援事業

しょうがい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、しょうがい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業

成年後見制度利用支援事業

身寄りがいないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができないしょうがい者について、市長が代わりに申立てを行ったり、成年後見制度を利用するための費用負担が困難なしょうがい者に対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う事業

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、しょうがい者の権利擁護を図る事業
意思疎通支援事業

聴覚・言語機能などのしょうがいのため、意思の疎通を図ることが困難な方に、手話通訳や要約筆記者の派遣、手話通訳の設置などを行う事業

日常生活用具給付事業

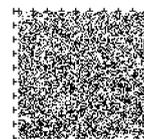
在宅のしょうがいのある方に、その方に適した自立生活支援用具など日常生活用具を給付又は貸与する事業

移動支援事業

単独での外出が困難な方が円滑に外出できるよう移動を支援する事業

地域活動支援センター

日中活動の場の提供や社会との交流などを行う施設



任意事業

地域生活支援事業のうち、自治体ごとの事情に応じ実施する事業。くにたち市では、訪問入浴サービス事業、自動車運転教習・自動車改造費助成事業、点字・声の広報発行事業、地域参加型介護サポート事業、日中一時支援事業を実施

①相談支援事業等の見込み

第5期についても第4期の事業の継続を見込みます。

理解促進研修・啓発事業は、障害者週間イベントとして実施していますが、その他についても機会を捉え啓発に努めます。

自発的活動支援事業としては、「障害者参加型サービス活用事業」の内容がこれに該当します。ピアサポートによる自立の支援や余暇支援を実施します。また、自立支援協議会の部会活動も進めていきます。

相談支援事業は前述の計画相談支援、障害児相談支援とは異なり、障害福祉サービス等の利用の有無に関わらず、日常生活・社会生活全般の相談に対応します。市しょうがいしゃ支援課で実施する他、3事業所への委託相談を継続します。また、市の相談支援については基幹相談支援センター設置を検討します。現状でもしょうがいしゃ支援課に専門職を配置して機能強化を図っており、これを継続します。

住宅入居等支援事業については、生活困窮者自立支援法に基づく支援との連携を継続し、地域生活支援事業としての実施は見込みません。成年後見制度利用支援は、必要に応じて関係機関と連携のうえ市長申立てを行い、また、市の要綱に基づき後見人報酬費助成を実施してまいります。

しょうがい者虐待防止センターについては、市しょうがいしゃ支援課での取組みと相談支援事業所への委託による夜間・休日対応を継続してまいります。

■理解促進研修・啓発事業

第4期実績値

平成 27 年度（2015 年度） 実施

平成 28 年度（2016 年度） 実施

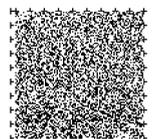
平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在） 実施

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度） 実施

平成 31 年度（2019 年度） 実施

平成 32 年度（2020 年度） 実施



■自発的活動支援事業

第4期実績値

平成 27 年度（2015 年度） 実施
平成 28 年度（2016 年度） 実施
平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在） 実施

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度） 実施
平成 31 年度（2019 年度） 実施
平成 32 年度（2020 年度） 実施

■障害者相談支援事業

第4期実績値

平成 27 年度（2015 年度） 3か所
平成 28 年度（2016 年度） 3か所
平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在） 3か所

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度） 3か所
平成 31 年度（2019 年度） 3か所
平成 32 年度（2020 年度） 3か所

■基幹相談支援センターの設置

第5期見込量

平成 31 年度（2019 年度） 設置に向け検討
平成 32 年度（2020 年度） 設置に向け検討

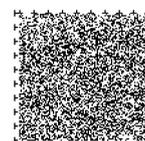
■基幹相談支援センター等機能強化事業

第4期実績値

平成 27 年度（2015 年度） 実施
平成 28 年度（2016 年度） 実施
平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在） 実施

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度） 実施
平成 31 年度（2019 年度） 実施
平成 32 年度（2020 年度） 実施



■住宅入居等支援事業

第4期実績値 なし

第5期見込量 なし

■成年後見制度利用支援事業

第4期実績値

平成 27 年度（2015 年度） 実施

平成 28 年度（2016 年度） 実施

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在） 実施

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度） 実施

平成 31 年度（2019 年度） 実施

平成 32 年度（2020 年度） 実施

■成年後見制度法人後見支援事業

第4期実績値

平成 27 年度（2015 年度） 実施

平成 28 年度（2016 年度） 実施

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在） 実施

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度） 実施

平成 31 年度（2019 年度） 実施

平成 32 年度（2020 年度） 実施

■しょうがい者虐待防止センターの設置

第4期実績値

平成 27 年度（2015 年度） 1 か所及び夜間・休日相談委託 1 か所

平成 28 年度（2016 年度） 1 か所及び夜間・休日相談委託 1 か所

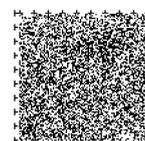
平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在） 1 か所及び夜間・休日相談委託 1 か所

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度） 1 か所及び夜間・休日相談委託 1 か所

平成 31 年度（2019 年度） 1 か所及び夜間・休日相談委託 1 か所

平成 32 年度（2020 年度） 1 か所及び夜間・休日相談委託 1 か所



②意思疎通支援事業の見込み

意思疎通支援事業については、概ね現状どおりの実施を見込みますが、要約筆記の派遣について情報保障の観点から進めていきます。手話通訳者の確保にも努めます。

各年度のべ数 ただし登録手話通訳者については年度末の実人数

平成29年度は10月の値を（ ）で表記

■手話通訳者派遣事業

第4期実績値

平成27年度（2015年度）359件

平成28年度（2016年度）363件

平成29年度（2017年度10月末現在）260件

第5期見込量

平成30年度（2018年度）360件

平成31年度（2019年度）360件

平成32年度（2020年度）360件

■要約筆記者派遣事業

第4期実績値

平成27年度（2015年度）0件

平成28年度（2016年度）0件

平成29年度（2017年度10月末現在）0件

第5期見込量

平成30年度（2018年度）1件

平成31年度（2019年度）2件

平成32年度（2020年度）2件

■手話通訳者設置事業

第4期実績値

平成27年度（2015年度）222件95回

平成28年度（2016年度）210件97回

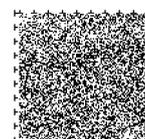
平成29年度（2017年度10月末現在）172件56回

第5期見込量

平成30年度（2018年度）225件96回

平成31年度（2019年度）225件96回

平成32年度（2020年度）225件96回



■手話講習会修了者数

第4期実績値

平成27年度（2015年度）48人

平成28年度（2016年度）43人

平成29年度（2017年度10月末現在）—

第5期見込量

平成30年度（2018年度）45人

平成31年度（2019年度）48人

平成32年度（2020年度）50人

■登録手話通訳者数

第4期実績値

平成27年度（2015年度）13人

平成28年度（2016年度）13人

平成29年度（2017年度10月末現在）12人

第5期見込量

平成30年度（2018年度）13人

平成31年度（2019年度）14人

平成32年度（2020年度）15人

③日常生活用具給付事業の見込み

日常生活用具については、新規の身体障害者手帳取得の状況や転入の状況により変動が大きくなりますが、ほぼ現状どおりの給付を見込みます。

■用具の種別 介護・訓練支援具 主な用具 入浴担架・移動用リフト等

第4期実績値

平成27年度（2015年度） 6件

平成28年度（2016年度） 5件

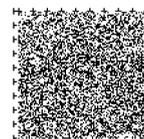
平成29年度（2017年度10月末現在） 11件

第5期見込量

平成30年度（2018年度） 10件

平成31年度（2019年度） 10件

平成32年度（2020年度） 10件



■用具の種別 自立生活支援用具 主な用具 つえ・火災報知器等

第4期実績値

平成27年度(2015年度) 7件

平成28年度(2016年度) 5件

平成29年度(2017年度10月末現在) 3件

第5期見込量

平成30年度(2018年度) 10件

平成31年度(2019年度) 10件

平成32年度(2020年度) 10件

■用具の種別 在宅療養等支援用具 主な用具 吸入器・たん吸引器等

第4期実績値

平成27年度(2015年度) 9件

平成28年度(2016年度) 11件

平成29年度(2017年度10月末現在) 4件

第5期見込量

平成30年度(2018年度) 12件

平成31年度(2019年度) 12件

平成32年度(2020年度) 12件

■用具の種別 情報・意思疎通支援用具 主な用具 点字タイプライター・拡大読書器等

第4期実績値

平成27年度(2015年度) 5件

平成28年度(2016年度) 1件

平成29年度(2017年度10月末現在) 8件

第5期見込量

平成30年度(2018年度) 5件

平成31年度(2019年度) 5件

平成32年度(2020年度) 5件

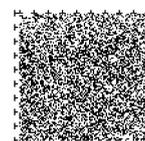
■用具の種別 排泄管理支援用具 主な用具 紙おむつ・ストマ装具等

第4期実績値

平成27年度(2015年度) 1,181件

平成28年度(2016年度) 1,197件

平成29年度(2017年度10月末現在) 617件



第5期見込量

平成30年度(2018年度) 1,200件

平成31年度(2019年度) 1,200件

平成32年度(2020年度) 1200件

■用具の種別 住宅改修費 主な用具 手すりの取付け・階段昇降機等

第4期実績値

平成27年度(2015年度) 11件

平成28年度(2016年度) 6件

平成29年度(2017年度10月末現在) 5件

第5期見込量

平成30年度(2018年度) 10件

平成31年度(2019年度) 10件

平成32年度(2020年度) 10件

■合計

第4期実績値

平成27年度(2015年度) 1,219件

平成28年度(2016年度) 1,225件

平成29年度(2017年度10月末現在) 648件

第5期見込量

平成30年度(2018年度) 1,247件

平成31年度(2019年度) 1,247件

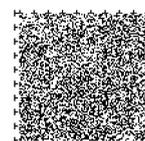
平成32年度(2020年度) 1,247件

各年度延べ数 平成29年度(2017年度)については10月までの延べ件数を()で表記

以上、第4期の平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)までの実績値並びに第5期の平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

④移動支援事業(個別型)の見込み

くにたち市では、通勤などの営利目的でないかぎり、通学・通所の移動支援の利用を認めています。また、身体機能のしょうがいに限らず、知的しょうがいや精神しょうがいによって公共交通機関をひとりで利用することが困難な場合の利用も認めています。現状で支援を継続していきます。グループ支援型、車両移送型については実施を見込みません。



■移動支援事業

第4期実績値

平成27年度（2015年度）2,011件

平成28年度（2016年度）1,971件

平成29年度（2017年度10月末現在）1,150件

第5期見込量

平成30年度（2018年度）2,000件

平成31年度（2019年度）2,000件

平成32年度（2020年度）2,000件

以上、第4期の平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの実績値並びに第5期の平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までのサービスの見込量を折れ線グラフで表示しています。

⑤ 地域活動支援センターの見込み

平成18年（2006年）の障害者自立支援法施行以前に、地域生活支援センター・共同作業所・デイサービスであった事業所が地域活動支援センターに移行し、運営されています。

このうち、1か所が平成29年（2017年）4月に生活介護事業所に移行し、日中活動を提供しています。市では2か所の運営を継続し、外出や地域交流の機会を提供していきます。

■地域活動支援センター

第4期実績値

平成27年度（2015年度）3か所

平成28年度（2016年度）3か所

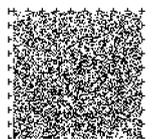
平成29年度（2017年度10月末現在）2か所

第5期見込量

平成30年度（2018年度）2か所

平成31年度（2019年度）2か所

平成32年度（2020年度）2か所



⑥任意事業の見込み

A 訪問入浴サービス事業（在宅重度心身障害者入浴サービス事業）

・事業内容

家族の介助だけでは入浴することができない重度のしょうがいのある人に対し、巡回入浴車を派遣し、自宅において入浴サービスを提供します。

・基本的な考え方

新規登録者と転出等の減により、概ね現状どおりを見込みます。

■訪問入浴サービス事業

第4期実績値

平成27年度（2015年度）332件 9世帯

平成28年度（2016年度）345件 9世帯

平成29年度（2017年度10月末現在）177件 7世帯、

第5期見込量

平成30年度（2018年度）312件 8世帯

平成31年度（2019年度）312件 8世帯

平成32年度（2020年度）312件 8世帯

B 自動車運転教習・自動車改造費助成事業

・事業内容

心身にしょうがいのある人本人が免許を取得するために要した費用の一部および身体にしょうがいのある人本人が所有し運転する自動車の改造に要した費用の一部を助成します。

・基本的な考え方

市報や相談支援等を通じて引き続き制度の周知を図り、利用を見込みます。

■自動車運転教習助成事業

第4期実績値

平成27年度（2015年度）2件

平成28年度（2016年度）1件

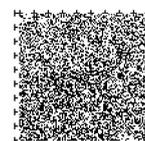
平成29年度（2017年度10月末現在）0件

第5期見込量

平成30年度（2018年度）2件

平成31年度（2019年度）2件

平成32年度（2020年度）2件



■自動車改造費助成事業

第4期実績値

平成 27 年度（2015 年度）0 件

平成 28 年度（2016 年度）1 件

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）0 件

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度）2 件

平成 31 年度（2019 年度）2 件

平成 32 年度（2020 年度）2 件

C 点字・声の広報発行事業

・事業内容

文字による情報入手が困難な視覚にしょうがいのある人のために、広報（市報くにたち・公民館だより）等の点字版および音訳テープを発行します。

・基本的な考え方

くにたち市点字サークル・音訳サークル等の協力を得ながら、点字・音訳発行事業を継続していきます。

■点字・声の広報発行事業

第4期実績値

平成 27 年度（2015 年度）点字版每号4人声の広報每号7人

平成 28 年度（2016 年度）点字版每号4人声の広報每号7人

平成 29 年度（2017 年度 10 月末現在）点字版每号4人声の広報每号7人

第5期見込量

平成 30 年度（2018 年度）点字版每号4人声の広報每号7人

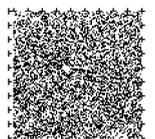
平成 31 年度（2019 年度）点字版每号4人声の広報每号7人

平成 32 年度（2020 年度）点字版每号4人声の広報每号7人

D 心身しょうがい者（児）緊急入所事業

・事業内容

介護者が疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、しょうがいのある人を一時的に施設に預り、必要な保護を行うショートステイを実施します。



- 基本的な考え方

心身しょうがい者（児）緊急入所事業として実施していますが、しょうがいのある人の増加および利用者増を見込みます。また、利用者への周知を図っていきます。地域生活支援拠点整備において緊急時の対応として機能していく見込みです。

人数は年間の実利用者数 日数は年間のべ利用日数

平成29年度は4月～10月の実利用者数とのべ利用日数を（ ）で表記

■心身しょうがい者（児）緊急入所事業

第4期実績値

平成27年度（2015年度）22人575日

平成28年度（2016年度）27人549日

平成29年度（2017年度10月末現在）21人218日

第5期見込量

平成30年度（2018年度）25人560日

平成31年度（2019年度）27人570日

平成32年度（2020年度）30人585日

E 地域参加型介護サポート事業

- 事業内容

地域で暮らすしょうがいのある人を対象とした介護ヘルパー派遣制度です。地域の介護力を活用する考えから、介護者に資格などの制限はありません。しょうがいのある人が自ら選んで、推薦した介護者に家事援助などの日常生活支援や外出時の支援を行ってもらい、くにたち市独自のしょうがい福祉サービスです。

- 基本的な考え方

障害者自立支援法施行当時より始まった事業です。開始から10年以上が経過しているため、検証・見直しを図ったうえで、今後さらに充実させていきます。

平成29年度は4月～10月の延べ件数を（ ）で表記

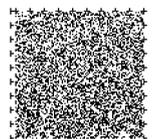
■地域参加型介護サポート事業

第4期実績値

平成27年度（2015年度）880件

平成28年度（2016年度）843件

平成29年度（2017年度10月末現在）452件、



第5期見込量

平成30年度（2018年度）850件

平成31年度（2019年度）860件

平成32年度（2020年度）870件

F 日中一時支援事業

・事業内容

しょうがいしゃの日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を目的として、地域のニーズに即してしょうがいしゃの見守り等を行う事業です。

・基本的な考え方

くにたち市では、日中一時支援事業の実施はありませんでした。しかし、平成24年度（2012年度）に始まった放課後等デイサービスが夕方まで支援を提供するようになり、一方で日中活動系サービスには午後4時頃に支援を終了する事業所が多いため、18歳に到達して日中活動系サービスを利用するようになった方やその家族から夕方の時間帯のケアが求められるようになりました。このため、平成29年度（2017年度）より市内社会福祉法人に委託し、夕方のタイムケアを開始したところです。

さらに、学童保育の利用が終了した年齢の児童・生徒の保護者より、長期休暇中の朝のタイムケアを求める声があり、放課後等デイサービスの提供時間に追加して日中一時支援を提供する形態で、平成29年度（2017年度）の冬季休暇より給付を開始しました。

地域ニーズに応じて開始したばかりの事業であり、第5期の計画期において検証していきます。

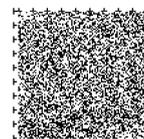
5. 計画の推進体制等

（1）実施体制

計画の推進にあたっては、くにたち市地域福祉推進本部にて年度ごとの実施状況を確認するとともに、自立支援協議会や相談支援事業所連絡会、作業所等ネットワーク（準備会）などの既存の会議体や、今後設置を計画している、医療的ケア児を支援する協議の場、精神しょうがいしゃの地域包括ケアシステムを活用し、連携・協働しながら取り組んでいきます。

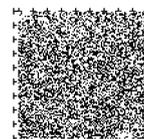
（2）進行管理体制・評価方法

PDCAサイクルのプロセスに基づき、年度ごと計画の実績を把握し、自立支援協議会へ報告、意見を聴取して評価していきます。



平成 30 年度（2018 年度）、平成 31 年度（2019 年度）の評価の結果を翌年度の計画実施（見直し）に反映させていくとともに、平成 32 年度（2020 年度）には、次期「くにたち市しょうがい福祉計画・くにたち市しょうがい児福祉計画」の策定作業に活用していきます。

※ PDCAサイクル … Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（見直し）
というサイクル



※資料編

くにたち市しょうがい者（児）自立支援協議会設置要綱

平成 25 年 7 月 8 日訓令第 60 号

（設置）

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項に基づき、市民がしょうがいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、並びにしょうがい者及びしょうがい児が社会参加する機会を確保することを目的として、地域の関係機関による連携の緊密化を図るとともに、支援環境を充実させる方策について協議を行うため、くにたち市しょうがい者（児）自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域の関係機関による連携強化と情報共有に関すること。
- (2) 地域における障害福祉サービス等に関する情報の収集及び普及啓発に関すること。
- (3) 地域における社会資源の開発、活用及び改善に関すること。
- (4) 相談支援の充実に向けた課題の整理及び対応に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的に関する事項

（組織）

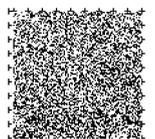
第 3 条 協議会は、全体会及び専門部会により構成する。

2 全体会は、次に掲げる者のうちから市長が指名する構成員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 相談支援事業所の職員
- (2) 障害福祉サービス事業所の職員
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係機関の職員
- (5) 雇用に関連する職務に従事する者
- (6) 学識経験者
- (7) しょうがい者・しょうがい者団体等関係者
- (8) 民生委員・児童委員
- (9) 専門部会構成員
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 専門部会は、別に定める関係機関の職員等をもって組織する。

4 協議会の構成員の任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。



(事務局)

第4条 協議会の事務局は、関係相談支援事業所をもって構成する。

2 事務局は、健康福祉部しょうがいしゃ支援課と共に協議会の庶務を行う。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じ、事務局が招集する。

2 協議会に会務を統括する議長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

(謝礼金)

第6条 市長は、全体会に出席した第3条第2項に規定する構成員に対して、予算の範囲内で別に定めるところにより、謝礼金を支払うものとする。

(秘密の保持)

第7条 協議会の構成員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びくにたち市個人情報保護条例（平成14年12月にたち市条例第36号）の規定を遵守するものとし、協議会で取り扱った個人情報等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

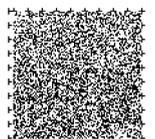
第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成25年7月8日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則（平成25年12月13日訓令第94号）

この訓令は、平成26年2月1日から施行する。



くにたち市自立支援協議会イメージ図（平成29年度）

地域からの提案を受け、行政へ意見具申していきます。

自立支援協議会は、以下のとおり連携し、運営しています。

全体会（事務局 しょうがいしゃ支援課）

当事者部会（事務局 福祉サポートライン）

あんしん部会（事務局 エプシロン）

地域交流部会（事務局 みなも）

しごと部会（事務局 なびい）

事務局 地域生活支援事業相談支援事業所

加えて、相談支援連絡会（指定特定相談支援事業所）、作業所ネットワーク準備会と連携していきます。

くにたち市自立支援協議会 委員一覧（順不同）

【全体会】11名

役職 所属 種別

議長 東洋大学社会学部社会福祉学科 学識経験者

（身体しょうがい当事者） 当事者・家族・関係団体

（精神しょうがい当事者） 当事者・家族・関係団体

（しょうがい児保護者） 当事者・家族・関係団体

くにたち市社会福祉協議会 社協職員

くにたち市医師会 医療関係者

くにたち市教育委員会 教育関係機関

当事者部会指名代表者 部会代表

地域交流部会指名代表者 部会代表

しごと部会指名代表者 部会代表

あんしん部会指名代表者 部会代表

【当事者部会】9名（事務局2名）

役職 所属 種別

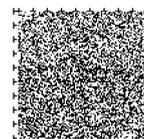
事務局 福祉サポートライン・くにたち 相談支援事業者

（身体しょうがい当事者） 当事者・家族・関係団体

（身体しょうがい当事者） 当事者・家族・関係団体

（身体しょうがい当事者） 当事者・家族・関係団体

（知的しょうがい当事者） 当事者・家族・関係団体



(精神しょうがい当事者) 当事者・家族・関係団体

(難病当事者) 当事者・家族・関係団体

(難病当事者) 当事者・家族・関係団体

【地域交流部会】10名(事務局2名)

役職 所属 種別

事務局 相談支援センター「みなも」 相談支援事業者

(精神しょうがい当事者) 当事者・家族・関係団体

CSW (コミュニティワーカー) 社協職員

相談支援エプシロン 相談支援事業者

ハッピーテラス国立駅前 相談支援事業者

棕櫚亭I 地域活動支援センター

グループホーム櫻の杜ハウス 障害福祉サービス事業者

滝乃川学園 障害福祉サービス事業者

わかばの家 障害福祉サービス事業者

【しごと部会】15名(事務局2名)

役職 所属 種別

事務局 地域活動支援センターなびい 相談支援事業者

(高次脳機能しょうがい当事者) 当事者・家族・関係団体

太陽と昴の会 当事者・家族・関係団体

ハローワーク立川 雇用関係機関

就業・生活支援センターオープナー 雇用関係機関

くにたち市就労支援事業担当 行政職員(市町村)

都立武蔵台学園 教育関係機関

就労移行支援事業所 ピアス 障害福祉サービス事業者

就労移行支援事業所 レジリエンス 障害福祉サービス事業者

就労継続支援B型 うめの木作業所 障害福祉サービス事業者

就労継続支援B型 天成舎 障害福祉サービス事業者

くにたち市商工会 企業等

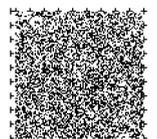
立川青年会議所 企業等

【あんしん部会】12名(事務局2名)

役職 所属 種別

事務局 相談支援エプシロン 相談支援事業者

視覚障害者協会 当事者・家族・関係団体



聴覚障害者協会 当事者・家族・関係団体
くにたち市手をつなぐ親の会 当事者・家族・関係団体
多摩立川保健所 行政職員（都）
立川消防署 行政職員（都）
くにたち市ボランティアセンター 社協職員
民生・児童委員協議会しょうがい部会 民生・児童委員
くにたち市防災安全課 行政職員（市町村）
青柳一丁目自治会 地域住民
訪問看護ステーション 音 医療関係

くにたち市地域福祉推進本部設置要綱

平成6年9月1日訓令（甲）第40号

改正 平成7年5月22日訓令（甲）第21号

平成8年3月29日訓令（甲）第20号

平成8年8月30日訓令（甲）第42号

平成13年3月30日訓令第10号

平成17年7月12日訓令第24号

平成18年10月6日訓令第45号

平成19年3月29日訓令第34号

平成19年6月29日訓令第52号

平成19年7月24日訓令第58号

平成20年5月2日訓令第30号

平成21年3月31日訓令第36号

平成22年8月30日訓令第62号

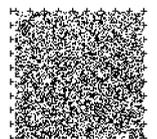
平成25年4月1日訓令第37号

平成29年4月17日訓令第33号

平成29年6月30日訓令第55号

（設置）

第1条 くにたち市地域福祉施策の円滑な推進を図るため、くにたち市地域福祉推進本部（以下「本部」という。）を設置する。



(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)くにたち市地域福祉計画、くにたち市しょうがいしゃ計画及びくにたち市高齢者保健福祉計画の推進の総合調整に関すること。

(2)前号に掲げるもののほか、福祉施策の企画・調整に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

(1)本部長は、副市長とする。

(2)副本部長は、教育長とする。

(3)本部委員は、別表1に掲げる職にあるものとする。

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指定する順位により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、会議を主催する。

(推進委員会)

第6条 本部のもとに、推進委員会をおく。

2 推進委員会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成し、推進委員長は健康福祉部長とする。

3 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)本部から指示された事項の協議に関すること。

(2)本部に付議する事項の調整に関すること。

(3)前2号に掲げるもののほか、福祉施策に必要な事項の協議・調整に関すること。

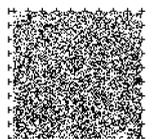
4 推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議を主催する。

5 推進委員会には、必要に応じて分科会を置くことができる。

6 推進委員会には、必要に応じて関係行政機関等の職員を出席させることができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、くにたち市地域福祉計画の推進の総合調整及び第2条第2号に掲げる事項に係るものについては健康福祉部福祉総務課において、くにたち市しょうがいしゃ計画の推進の総合調整に係るものについては健康福祉部しょうがいしゃ支援課において、くにたち市高齢者保健福祉計画の推進の総合調整に係るものについては健康福祉部高齢者支援課において処理する。



(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は本部長が定める。

付 則

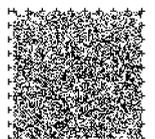
※ 省略

別表1

政策経営部長 行政管理部長 健康福祉部長 子ども家庭部長 子ども家庭部参事
生活環境部長 都市整備部長 都市整備部参事 教育次長

別表2

政策経営部 政策経営課長
行政管理部 職員課長 防災安全課長
健康福祉部 健康福祉部長 福祉総務課長 しょうがいしゃ支援課長 高齢者支援課長
地域包括ケア推進担当課長 健康増進課長 健康づくり担当課長
子ども家庭部 児童青少年課長 施策推進担当課長 子育て支援課長
生活環境部 まちの振興課長
都市整備部 都市計画課長 道路交通課長
まちづくり推進本部 国立駅周辺整備課長
教育委員会 教育指導支援課長



第5期くにたち市しょうがい福祉計画・第1期くにたち市しょうがい児福祉計画
しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちにするための市民誰もがあたりまえに暮らすま
ち・くにたち市の実現

平成30年(2018年)2月

編集・発行 くにたち市健康福祉部しょうがいしゃ支援課

〒186-8501 東京都くにたち市富士見台2丁目47番地の1

電話 042-576-2111(代表)

ファクス 042-573-1102(直通)

メール sec_shogaishien@city.kunitachi.lg.jp

